

神奈川県地方税制等研究会ワーキンググループ設置要綱

(設置)

第1条 神奈川県地方税制等研究会設置要綱第6条第1項の規定に基づき、神奈川県地方税制等研究会（以下「研究会」という。）に、神奈川県地方税制等研究会ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

(目的)

第2条 研究会設置要綱第2条に掲げる事業を達成するため、実務的な調査研究を行うことを目的としてワーキンググループを設置する。

(所掌事項)

第3条 ワーキンググループでは、次に掲げる事項について調査研究を行い、その結果を研究会の座長に報告する。

- (1) 税源充実策の研究
- (2) 地方税財政制度の抜本的な改善策の研究
- (3) 前2号に掲げるもののほか、研究会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 ワーキンググループは、別表に掲げる地方税財政制度等に関する学識経験を有する委員によって組織する。

(委員長、副委員長)

第5条 ワーキンググループに委員長、副委員長を置く。

- 2 委員長は、知事が指名し、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、ワーキンググループを招集し、その会議を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、必要に応じて、その職務を代理する。
- 5 委員長は、必要があると認めたときは、ワーキンググループの委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 ワーキンググループの庶務は、政策局財政部税制企画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 12 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 11 月 日から施行する。

別表

神奈川県地方税制等研究会ワーキンググループ委員名簿

「再生可能エネルギー促進のための税制措置」に関するワーキング

(委員は 50 音順 : 敬称略)

役 職	氏 名	所 属	職
委員長	諸 富 徹	京 都 大 学	大学院経済学研究科教授
委 員	金 子 林 太 郎	敬 愛 大 学	経済学部准教授
〃	小 林 航	千葉商科大学	大学院政策情報学研究科准教授
〃	高 井 正	東京市政調査会	主任研究員
〃	田 頭 直 人	電力中央研究所	主任研究員
〃	松 本 茂	青山学院大学	経済学部准教授
〃	吉 村 政 穂	横浜国立大学	大学院国際社会科学研究科准教授